

## 区立児童相談所開設に向けた準備状況について

区立児童相談所開設に向けては、庁内での検討のほか、有識者及び関係機関からの意見聴取等を踏まえながら、児童相談体制の見直しや施設整備の考え方の検討、施設の基本設計等の作業を進めておりますが、現時点での準備状況について報告いたします。

### 1 開設年月

建設工事や人材育成・確保への取組、都立杉並児童相談所からのケース移管等に要する期間を考慮し、開設年月を令和8年11月とする。

### 2 敷地概要、施設規模等

- (1) 敷地概要 敷地面積：964.34㎡（杉並子ども家庭支援センター等施設解体後の跡地）  
用途地域：商業地域  
建ぺい率/容積率：80%/500%（許容452%（※））  
※ただし、東京都建築安全条例により3,000㎡又は15m以下
- (2) 施設規模等 延床面積：約3,000㎡  
階数：地上5階、地下1階



### 3 施設整備の考え方と主な設備

- 児童相談所は、国の「児童相談所運営指針」に定める必要な諸室の確保に努める。
- 一時保護所は、国の「一時保護ガイドライン」等に基づき必要な設備を設けることとし、居室は、安全・安心に過ごすことができる環境への配慮や、ケアの困難度が高い子どもの入所に適切に対応できるよう個室とする。

	主な利用者向け設備	主な職員向け設備
児童相談所	待合室②、授乳室、面接室⑤、司法面接室、家族療 法室、医務室、心理相談室③、心理観察室、 プレイルーム・観察室	所長室、事務室、男女更衣室、 職員休憩室、会議室、里親事業 事務室、文書・物品倉庫、災害 備蓄倉庫、機械室、ごみ集積場、 駐輪場
一時保護所	<p>&lt;全施設入所者向け設備&gt; 調理室・食堂、医務室、面接室②、体育室、洗濯室、 リネン室、衣類保管庫</p> <p>&lt;学齢期児童向け設備&gt; ラウンジ、居室⑫、静養室③、浴室・脱衣室（個室 UB）④、学習室②、学習準備室</p> <p>&lt;就学前児童向け設備&gt; 居室、幼児ラウンジ、静養室①、保育室、風呂、外 遊びスペース</p>	事務室、男女更衣室、職員休憩 室、入所時所持品格納庫、警備 員室、倉庫

### 4 児童相談所及び一時保護所の配置人数（予定）

- 現時点で、児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、事務職等の職員を計73名、一時保護所には、児童指導員、保育士等の職員を計30名、合計103名の配置を予定する。
- なお、今後の児童虐待対応件数により、配置人数等の見直しを行う。

### 5 検討経過の公表等

- 前述の開設年月や施設規模等のほか、検討委員会において現在までに検討・整理した内容を「杉並区児童相談所設置運営計画（以下「設置運営計画」という。）」として策定し、公表する。

（別紙1：概要版参照。全体版は、杉並区公式ホームページに掲載しています。）

掲載場所：

トップページ > 区政情報 > 政策 > 行政計画 > 部門別計画（保健福祉・子ども家庭部門）  
> 杉並区児童相談所設置運営計画

URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon3/1086770.html>

- 設置運営計画において現時点で確定していない事項については、こども基本法に基づく国・都の動向や、令和6年度施行の改正児童福祉法の内容、今後の庁内検討及び東京都との協議等を踏まえ、必要に応じて更新、公表していくものとする（令和8年3月に最終更新予定）。

### 6 主なスケジュール（予定）

令和5年	2月～	区立児童相談所施設基本・実施設計
	6年度	東京都との事前協議開始
6年	6月～	既存施設解体工事
7年	1月～	区立児童相談所建設工事
7年度		児童相談所設置市の政令指定要請、区議会に児童相談所設置条例案を提出
8年	3月	設置運営計画（最終版）更新・公表
	11月	区立児童相談所及び一時保護所開設